

(別添4)

○ 応急入院指定病院の指定等について（平成12年3月30日 障精第23号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）【新旧対照表】  
(変更点は下線部)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">障 精 第 2 3 号 平成12年3月30日 一部改正 障 発 第 1 5 7 号 平成13年4月3日 一部改正 障精発第0929002号 平成18年9月29日 一部改正 障精発第1222001号 平成18年12月22日 一部改正 障精発0228第1号 平成23年2月28日 一部改正 <u>障精発0124第2号</u> <u>平成26年1月24日</u></p>	<p style="text-align: right;">障 精 第 2 3 号 平成12年3月30日 一部改正 障 発 第 1 5 7 号 平成13年4月3日 一部改正 障精発第0929002号 平成18年9月29日 一部改正 障精発第1222001号 平成18年12月22日 一部改正 障精発0228第1号 平成23年2月28日 平成23年2月28日</p>
<p>各 都道府県 指定都市 精神保健福祉主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課長</p>	<p>各 都道府県 指定都市 精神保健福祉主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課長</p>
<p style="text-align: center;">応急入院指定病院の指定等について</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">応急入院指定病院の指定等について</p> <p>(略)</p>
<p>別添 応急入院指定病院の指定等に係る事務取扱要領</p> <p>1 応急入院指定病院の指定について 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）<u>第33条の7第1項</u>の規定による都道府県知事（指定都市にあってはその長。以下同じ。）の指定（以下「応急入院指定病院の指定」という。）は、<u>法第33条の7第1項</u>の規定に基づき</p>	<p>別添 応急入院指定病院の指定等に係る事務取扱要領</p> <p>1 応急入院指定病院の指定について 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）<u>第33条の4第1項</u>の規定による都道府県知事（指定都市にあってはその長。以下同じ。）の指定（以下「応急入院指定病院の指定」という。）は、<u>法第33条の4第1項</u>の規定に基づき</p>

厚生労働大臣の定める基準（昭和63年4月厚生省告示第127号。以下「指定基準」という。）に適合する精神科病院について行うこととされているところであるが、応急入院指定病院の指定に当たっては、特に次の事項について十分留意されたいこと。

(1) 指定基準の考え方について

ア 診療応需の体制について

指定基準の第1号中、法第18条第1項の規定により指定された精神保健指定医（以下「指定医」という。）1名以上及び看護師その他の者3名以上が法第33条の7第1項第1号に掲げる者及び法第34条第1項から第3項までの規定により移送される者（以下「応急入院者等」という。）に対して「診療応需の態勢を整えていること」とは、当該精神科病院の医療従事者のうち指定医1名以上及び看護師その他の者3名以上が応急入院者等の医療及び保護を行う体制（オンコールを含む。）にあり、かつ、それぞれの医療従事者が応急入院者等の診療に当たることが、他の入院患者の医療及び保護に支障をきたすようなことがないものをいうこと。

。 (略)

イ～エ (略)

オ 特例措置について

法第33条の7第2項後段の規定による特例措置を採る精神科病院を指定する場合については、都道府県において、精神科病院からの別添様式1及び別添様式2による申出に基づき、事後審査委員会及び行動制限最小化委員会の設置、特定医師の配置を確認の上指定すること。

(略)

①・② (略)

③ 特定医師について

特定医師（法第21条第4項に規定する特定医師をいう。以下同じ。）が配置されていること。

(略)

(2) (略)

2 (略)

3 その他について

応急入院制度については厳に適正な運用が要請されることにかんがみ、都道府県知事は、各応急入院指定病院からの法第33条の7第5項の規定による届出の状況に十分留意し、応急入院の実態の把握に努められたいこと。

厚生労働大臣の定める基準（昭和63年4月厚生省告示第127号。以下「指定基準」という。）に適合する精神科病院について行うこととされているところであるが、応急入院指定病院の指定に当たっては、特に次の事項について十分留意されたいこと。

(1) 指定基準の考え方について

ア 診療応需の体制について

指定基準の第1号中、法第18条第1項の規定により指定された精神保健指定医（以下「指定医」という。）1名以上及び看護師その他の者3名以上が法第33条の4第1項第1号に掲げる者及び法第34条第1項から第3項までの規定により移送される者（以下「応急入院者等」という。）に対して「診療応需の態勢を整えていること」とは、当該精神科病院の医療従事者のうち指定医1名以上及び看護師その他の者3名以上が応急入院者等の医療及び保護を行う体制（オンコールを含む。）にあり、かつ、それぞれの医療従事者が応急入院者等の診療に当たることが、他の入院患者の医療及び保護に支障をきたすようなことがないものをいうこと。

。 (略)

イ～エ (略)

オ 特例措置について

法第33条の4第2項後段の規定による特例措置を採る精神科病院を指定する場合については、都道府県において、精神科病院からの別添様式1及び別添様式2による申出に基づき、事後審査委員会及び行動制限最小化委員会の設置、特定医師の配置を確認の上指定すること。

(略)

①・② (略)

③ 特定医師について

特定医師（法第22条の4第4項に規定する特定医師をいう。以下同じ。）が配置されていること。

(略)

(2) (略)

2 (略)

3 その他について

応急入院制度については厳に適正な運用が要請されることにかんがみ、都道府県知事は、各応急入院指定病院からの法第33条の4第5項の規定による届出の状況に十分留意し、応急入院の実態の把握に努められたいこと。

(様式1)

特例措置を採ることができる応急入院指定病院指定申請書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第2項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として同条第1項の規定に基づき指定されるよう、精神科病院の概要を添えて申請します。

(略)

(様式2) (略)

(様式3)

特例措置を採ることができる応急入院指定病院指定書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定に基づき同条第2項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として指定する。

(略)

(様式4)

応急入院指定病院指定報告書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定に基づき指定を行ったので、指定した精神科病院の概要を添えて報告します。

(略)

(様式5)

特定病院認定取消報告書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第6項の規定に基づき指定の取消しを行ったので報告します。

(略)

(様式1)

特例措置を採ることができる応急入院指定病院指定申請書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第2項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として同条第1項の規定に基づき指定されるよう、精神科病院の概要を添えて申請します。

(略)

(様式2) (略)

(様式3)

特例措置を採ることができる応急入院指定病院指定書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第1項の規定に基づき同条第2項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として指定する。

(略)

(様式4)

応急入院指定病院指定報告書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第1項の規定に基づき指定を行ったので、指定した精神科病院の概要を添えて報告します。

(略)

(様式5)

応急入院指定病院指定取消報告書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第6項の規定に基づき指定の取消しを行ったので報告します。

(略)

(様式6)

特例措置を採ることができる応急入院指定病院の基準を満たさなくなったことについての報告書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第2項後段の規定による特例措置を採るための基準を満たさなくなったので報告します。

(略)

(様式6)

特例措置を採ることができる応急入院指定病院の基準を満たさなくなったことについての報告書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第2項後段の規定による特例措置を採るための基準を満たさなくなったので報告します。

(略)